

## 入善町生ごみ処理器具等設置事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策として、町民が生活環境の保全上支障のない方法で家庭の生ごみを自ら処理して堆肥化することにより、生ごみの資源化を促進し、きれいで快適なまちづくりの推進を図るため、入善町補助金等交付規則（昭和35年入善町規則第2号）の規定に定めるもののほか、入善町生ごみ処理器具等設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付)

第2条 町長は、家庭用生ごみ処理器具等（以下「生ごみ処理器具等」という。）を購入し、かつ、自ら居住する住宅敷地内に設置する事業（以下「事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付対象となる生ごみ処理器具等とは、生ごみを減らし堆肥化する器具とする。

3 補助金の交付対象となる者は、入善町の区域内に住所を有し、かつ、現に居住している者とする。

### (補助金の交付基準)

第3条 補助金の補助率は、事業における生ごみ処理器具等の購入価格（消費税及び地方消費税を含む。）の3分の1とし、限度額は1基につき20,000円とする。

2 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入善町生ごみ処理器具等設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書又は領収書の写し
- (2) 生ごみ処理器具等の設置状況写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

### (補助金交付の決定等の通知)

第5条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請が適当と認めるときは、補助金の交付決定し、当該申請者に入善町生ごみ処理器具等設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付をしないと決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第6条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付を通知したときは、補助金を当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。

（補助金交付の取消し）

第7条 町長は、補助金の交付通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（細則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日以降の事業から適用する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前に入善町生ごみ処理器具等設置事業補助金交付要綱が適用される事業について、なお従前の例による。